

「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務
プロポーザル実施要領

1. 実施目的

死亡に伴う手続きは多岐にわたり、身近な人を亡くした状況で慣れない手続きを速やかに行わなければならないことがご遺族の大きな負担になっている。「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務は、死亡届提出後の市役所等での手続き案内と、おくやみに関連する民間のサービス提供事業者の広告を組み合わせた冊子を、専門のノウハウを持つ事業者と協働で作成することで、その事業者が募集する広告収入をもとに編集・印刷等を行い、市が経費を負担することなく制作し、ご遺族の負担軽減に寄与することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名 「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務
- (2) 業務内容 別紙1『「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務仕様書』のとおり
- (3) 業務期間 協定締結日から令和10年3月31日まで

3. 事業経費

本業務に要する一切の経費は提案者の負担とし、西宮市は経費を負担しない。

4. スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年1月24日（金）
- (2) 質問書の受付期限 令和7年1月30日（木）正午まで
- (3) 質問書に対する回答 令和7年2月3日（月）予定
- (4) 企画提案書等の受付期限 令和7年2月12日（水）正午まで
- (5) 選定結果の通知 令和7年2月下旬 予定
- (6) 協定書の締結 令和7年3月中旬 予定

5. 参加資格

本業務へ参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始若しくは更生手続開始の申立てがなされていないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始若しくは再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

- (4) 法人税（個人企業にあつては所得税）、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に支店、営業所等がある場合に限る。）に未納がある者（地方税法第15条に基づき徴収の猶予を受けている者または国税通則法第46条に基づき納税の猶予を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 過去に官民協働で情報誌を発行した実績があること。

6. 質問及び回答

(1) 提出方法

別添の様式5「質問書」により、電子メールにて提出すること。また、メール件名に『「おくやみガイドブック」に係る質問・会社名』を入力した上で送信し、必ず電話で送信した旨を「15. 問合せ先」の担当に伝えること。

※上記以外の方法による質問は一切受け付けない。

(2) 期限

令和7年1月30日（木）正午まで（必着）

※期限以降の質問は一切受け付けない。

(3) 提出先

西宮市役所 市民部 市民課

メールアドレス：vo_shimin@nishi.or.jp

(4) 回答方法

令和7年2月3日（月）までに、本市ホームページに回答を掲載する。

7. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び西宮市広告掲載要綱その他関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

NO	名称	様式番号
1	参加申込書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社概要	様式3
4	類似事業実績調書	様式4
5	企画提案書	任意様式
6	「おくやみガイドブック」デザイン案	任意様式
7	直近年度の法人税、消費税、地方消費税及び本市の市税（西宮市内に支店、営業所等がある場合に限る。）	

	の滞納がないことを証明する書類（納税証明書等） ※最新年度のもの（写し可）	—
8	直近1年分の決算書（写し可）	—
9	法人登記にかかる現在事項証明書（写し可）	—

(2) 提出部数

上記のNO. 5、6の提出書類について、正本1部、副本6部を提出すること。正本のみ提案者の会社名を記載し、代表者印を押印すること。副本は会社名や代表者印は不要とし、会社のロゴなどは記載しないものとする（複写可）。また、データでも提出すること。NO. 1～4、7～9は各1部を提出すること。

NO. 7～9については、取得後3カ月以内のものを提出すること。

NO. 3、4については、市が様式で定めている項目内容を満たすものであれば任意の様式でも可能とする。

(3) 提出期間

令和7年1月24日（金）午前9時から令和7年2月12日（水）正午まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。郵送の場合は、書留郵便等の記録が残る方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。郵送の場合での事故等による未着については、市は一切の責任を負わない。また、持参による場合は、土日祝を除く9時から17時まで（12時から14時までを除く。令和7年2月12日（水）は正午まで）とする。

(5) 提出先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3
西宮市役所 市民部 市民課 おくやみコーナー担当

8. 企画提案書作成方法

(1) 企画提案書記載事項

別紙1『「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務仕様書』に基づき、別紙2『「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務プロポーザル評価項目・配点一覧』の順番に内容を記載した企画提案書を提出すること。

(2) 留意事項

ア A4版、長辺綴じでページ番号を入れ、表紙に『「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務企画提案書』と記載し、余白に会社名等を記載すること。

副本については、会社名等は記載しないこと。

イ 企画提案書は、専門的な知識がない者でも理解できる表現を使用すること。

ウ 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

エ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

9. 選定方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務プロポーザル審査会が審査を行う。

(1) 選定方法

書類選定

(2) 選定基準

別紙2『「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務プロポーザル評価項目・配点一覧』により審査する。最低基準点は、配点（100点）の5割とする。最も高い点数を獲得し、かつ、最低基準点を満たす提案事業者を協定候補者に選定する。最高評価点が複数の場合は、審査会の合議により決定する。また、協定候補者と協定書締結に至らなかった場合は、次点の提案事業者を協定候補者とすることがある。なお、提案事業者が1者のみであっても、審査を行い、最低基準点を満たす場合は協定候補者とする。

10. 審査結果

(1) 通知方法

参加申込書を提出した全ての提案事業者に文書にて通知する。

なお、審査結果については後日西宮市ホームページ上でも公表する。

(2) 通知時期

令和7年2月下旬を予定

11. 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の内容の変更または書類の追加・削除は認めない。ただし、疑義等があり、本市が補正を求めた場合はこの限りではない。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。ただし、提案の内容については冊子作成等の参考とすることがある。

(4) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査に必要な範囲において、複製することがある。

12. 情報公開及び提供

西宮市は提案者から提出された企画提案書等について、西宮市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの協定候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

13. その他

(1) 冊子のデザイン

冊子のデザインについては、提出されたデザイン案をベースに西宮市と協議の上決定することとする。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止または取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を西宮市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに別添の様式6「参加辞退届」を担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 本実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

また、業務期間内に参加資格要件を満たさなくなった場合は協定を解除する場合がある。

(5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、協定先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、西宮市が必要と認める場合には、西宮市は、協定先にあらかじめ通知することによりその一部または全部を無償で使用（複製、転記または転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザル実施後、不知または内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 企画提案書に記載された内容は、特に明記がない場合、業務実施後に追加費用を伴わず実施できるものとする。

(8) 広告内容については、西宮市と協議の上掲載することとし、西宮市が推奨しているような疑念をもたれる表現にならないよう注意すること。また、西宮市広告掲載要綱及び西宮市広告掲載基準を遵守すること。なお、西宮市が広告内容を不適切であ

- ると判断した場合、掲載を認めない。
- (9) 西宮市は、協定候補者に決定した提案者と業務の実施等に関する細目的事項について協議の上協定を締結する。
 - (10) 業務期間の最終年度は3月31日までとなるが、配布については次年度のおくやみガイドブックが納品されるまでの間、引き続き行うことができるものとする。

14. 配布資料

- (1) 【別紙1】「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務仕様書
- (2) 【別紙2】「西宮市おくやみガイドブック」協働発行業務プロポーザル
評価項目・配点一覧
- (3) 【様式1】参加申込書
- (4) 【様式2】誓約書
- (5) 【様式3】会社概要
- (6) 【様式4】類似事業実績調書
- (7) 【様式5】質問書
- (8) 【様式6】参加辞退届
- (9) 【参考1】西宮市広告掲載要綱
- (10) 【参考2】西宮市広告掲載基準

15. 問合せ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3
西宮市役所 市民部 市民課 担当：山下、安保
電話：0798-35-3053
メールアドレス：vo_shimin@nishi.or.jp

以上